

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

関係資料

【法律】

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号） 1

【附帯決議】

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院・参議院） 7

【附帯決議の補足資料】

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議について（補足資料） 13

【推進法案に関する主な質疑】

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案審議時の主な質疑（要約） 43

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

(平成二十八年法律第百十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設（別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限る。以下同じ。）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

(基本理念)

第三条 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等)

第六条 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興)

第七条 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の構想の尊重)

第八条 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備（特定複合観光施設の設置及び運営をする事業者の選定を含む。）に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

(カジノ施設関係者に対する規制)

第九条 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者（以下「カジノ施設関係者」という。）は、別に法律で定めるところにより、第十一条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項

二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項

三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項

四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項

五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項

六 広告及び宣伝の規制に関する事項

七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項

八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

第十一条 カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第三節 納付金等

(納付金)

第十二条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

(入場料)

第十三条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

(設置)

第十四条 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。
 - 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
 - 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 2 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(組織)

第十六条 本部は、特定複合観光施設区域整備推進本部長、特定複合観光施設区域整備推進副本部長及び特定複合観光施設区域整備推進本部員をもって組織する。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十七条 本部の長は、特定複合観光施設区域整備推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(特定複合観光施設区域整備推進副本部長)

第十八条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(特定複合観光施設区域整備推進本部員)

第十九条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(特定複合観光施設区域整備推進会議)

第二十一条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。

4 推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

(事務局)

第二十二条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

- 2 この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する 附帯決議（平成二十八年十二月二日 衆議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。
- 二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。
- 三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとする事。
- 四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。
- 五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。
- 六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。
- 七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を

確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。

八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。

九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に定める「個人番号カード」をいう。）の活用を検討すること。

十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。

十一 法第九条及び第十条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないように、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。

十二 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

十三 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

十四 法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その用途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施に十分配慮した検討を行うこと。

十五 以上を含め、法第五条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する 附帯決議（平成二十八年十二月十三日 参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。
- 二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。
- 三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとし、その際、特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること。
- 四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。
- 五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。また、地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たっては十分に踏まえること。
- 六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。

七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。

八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。

九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報保護との調整を図りつつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に定める「個人番号カード」をいう。）の活用を検討すること。

十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、その原因を把握・分析するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。

十一 法第九条及び第十条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。なお、諸外国におけるいわゆる「ジャンケット」の取扱についてはきわめて慎重に検討を行うこと。

十二 カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、第七項の事業主体の廉潔性を確保するための措置、第八項及び第九項のカジノへの厳格な入場規制を導入するための措置、第十一項の世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築するための措置に加え、マネー・ローンダリング対策に関する国際基準であるFATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制の現状等を踏まえつつ、カジノの顧客の取引時確認、確認記録の作成・保

存、疑わしい取引の届出等について、罰則を含む必要かつ厳格な措置を講ずること。また、カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、厳格な税の執行を確保すること。

十三 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

十四 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

十五 法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その用途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。

十六 以上を含め、法第五条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

※傍線部は参議院内閣委員会において衆議院内閣委員会の附帯決議から変更された部分。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する
附帯決議について（補足資料）

<附帯決議>

- | |
|--|
| <p>一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、</p> <ul style="list-style-type: none">・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、・ 我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びに・ それらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点 <p>に特に留意すること。</p> |
|--|

<推進法案審議時の主な答弁>

（有害影響排除）

- カジノが及ぼす社会的な負の影響について十分対策を講じなければいけないのは当然のことである。

例えば、ギャンブル依存症の問題、治安の悪化、青少年への悪影響といった心配、あるいは社会悪、組織悪の関与への懸念。こういったリスクを最小限に抑制する措置を設けることにより、国民の理解、信頼を深めることが必要である。

そのため、今回の法案においても、カジノ施設の設置、運営に関して、不正行為の防止や有害な影響の排除のための必要な措置を政府に講じることを命じている。また、カジノ施設の設置・運営に関する秩序維持、安全確保を図る、独立性の高いカジノ管理委員会の設置を予定している。これらの厳重かつ適正な規制、監督を行うことを前提にしている。（11/30 衆・内閣委 提案者。同旨：12/13 参・内閣委 提案者）

- カジノ施設の設置及び運営に関して、有害な影響の排除を適切に行う観点から風俗環境を適切に保持することが必要である。

地方公共団体、特に都道府県警察、カジノ管理委員会がしっかり連携し、事業者の協力も得て、IR内部並びに周辺の風俗環境が適切に保持されるための措置を講じていくことになる。（12/13 参・内閣委 提案者）

(日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源の整備)

- 幅広い客層を誘客するための総合エンターテインメント施設であることが重要。決してギャンブルなどのデスティネーションではなくて、ビジネス客はもとより、ファミリー層のデスティネーションとなりうる施設として、幅広い客層のデスティネーションになっていくべき施設でなければならない。

その中に、我が国の最新の技術であるとか、日本の歴史、伝統、文化であるとか、様々な要素が盛り込まれた、日本でなければできない統合型の観光施設でなければ、到底、国際競争力を持つには至らない。(12/2 衆・内閣委 提案者)

- IR施設においては、我が国独自の歴史、伝統、文化や地域の特色を反映させ、来日する外国人観光客に日本の魅力を効果的に伝えることが出来る施設、すなわちクールジャパンの発信基地となる必要がある。具体的には、例えば、シアターにおける歌舞伎の上演、レストランゾーンにおける和食の提供、ショッピングゾーンにおける伝統工芸品の展示、施設における最先端のロボットや自動運転車の配備、ホテル等におけるわび寂の体験、アニメの拠点といったことが考えられる(12/13 参・内閣委 提案者。同旨：12/2 衆・内閣委 提案者)

(観光及び地域経済の振興への寄与)

- IRの導入に当たっては、海外の事例等を参考に、観光や地域経済の振興に寄与するものとするとともに、カジノ施設の導入に伴う社会的問題についても丁寧に議論を深めていただく必要がある。(12/13 参・内閣委 提案者)

- 今回の推進法案は、IRを整備することにより、国際競争力のある魅力ある観光地の形成、地域経済の振興に寄与するとともに、適切かつ厳格な国の規制、監督の下で運営されるカジノの収益により財政の改善に資することを目的としている。

こうしたIRの整備は、税負担なき経済対策、都市政策として、そして二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック前後の切れ

目のない国際観光政策として位置付けられるものであり、人を呼び込むための大変大きな起爆剤になると考えている。(12/13 参・内閣委 提案者)

<附帯決議>

二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る

- ・ 目的の公益性
- ・ 運営主体等の性格
- ・ 収益の扱い
- ・ 射幸性の程度
- ・ 運営主体の廉潔性
- ・ 運営主体の公的管理監督
- ・ 運営主体の財政的健全性
- ・ 副次的弊害の防止

等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。

<推進法案審議時の主な答弁>

(賭博に関する法制との整合性)

- これらの諸要素(※上記下線部)は、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と整合しているものであるかどうかを判断する上での考慮要素である。(12/13 参・内閣委 法務省政府参考人)
- 賭博罪が犯罪とされている趣旨の中には、賭博行為が射幸心を煽る行為であることが含まれている。そのため、特別法で賭博に当たる行為を許容する場合には、射幸性の程度、射幸性が高い、低いといった要素が刑法との整合性を保つ上で一つの考慮要素となるということで挙げたものである。(12/13 参・内閣委 法務省政府参考人)

(参考) 12月7日付法務省提出資料

【刑法が賭博を犯罪として規定している趣旨】

賭博行為は、勤労その他正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようとして他人と相争うものであり、国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあることから、社会の風俗を害する行為として、処罰することとされている。

【カジノ規制の在り方】

理論的には、法律に従って行われる賭博罪の構成要件に該当する行為は、刑法第35条（法令行為）により違法性が阻却されるが、基本法たる刑法が賭博を犯罪と規定している趣旨を没却するような立法がなされると、法秩序全体の整合性を害することになり、法令に基づかない賭博行為についても違法性が阻却されるとの主張も招きかねない。かかる観点から、既存のいわゆる公営競技等は、特別法において、事業の公正性、公益性等を制度上十分に担保するよう努めており、カジノ規制の在り方についても、同様の配慮が必要と思われる。

刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨は、上記のとおりであり、公営競技等に係る特別法の立法に当たっては、これまで刑法を所管する法務省の立場からは、例えば、目的の公益性（収益の用途を公益性のあるものに限ることも含む）、運営主体等の性格（官又はそれに準じる団体に限るなど）、収益の扱い（業務委託を受けた民間団体が不当に利潤を得ないようにするなど）、射幸性の程度、運営主体の廉潔性（前科者の排除等）、運営主体への公的監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害（青少年への不当な影響等）の防止等に着目し、意見を申し述べてきたところであり、カジノ規制の在り方についても、同様である。

<附帯決議>

- 三 特定複合観光施設については、
- ・ 国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとし、
 - ・ その際、特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、
 - ・ あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(I R の規模)

- 大都市だけではなくて、地方においてもそれぞれの個性や特性を生かした形で提案がなされ、地方にも置かれることが望ましいと考えているが、一定の規模は必要ではないか。(11/30 衆・内閣委 提案者)
- I Rの目的が地域経済、国際観光、財政の改善にも寄与することなので、ある程度の規模があり、国際観光、日本の観光力強化に資する規模のものでなければ認定されないと認識している。
したがって、国内外の観光客の増加や多様な魅力あるサービスの提供による雇用の拡大など、大きな経済効果が見込まれるもの。それから当該地域の魅力の向上、地域の特色をどれだけ出しているか。地域創生、町づくりに貢献すること、地域独自の文化発信、クールジャパンの推進、文化振興に寄与すること等が基準として考えられる。(12/8 参・内閣委 提案者)
- I Rには、一定規模以上の基準を実施法において明記してもらいたい。
つまり、温泉旅館の横にカジノがあるような、日本全国にできるようなことを考えているわけではない。一定規模以上で、日本全体の国際観光、地域の振興、財政にも寄与するということなので、それなりの規模のものを想定している。(12/8 参・内閣委 提案者。同旨:12/13 参・内閣委 提案者)

(カジノ施設の面積上限について)

- シンガポールでは、全施設面積の三%程度にカジノフロア面積は抑えられているが、これを大いに参考にしていくべき。(12/8 参・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者)
- カジノのマイナス面のリスクを最小限に抑えるためにも、カジノ施設はIR施設全体のごく一部に限るということを想定している。(12/8 参・内閣委 提案者)

(参考：シンガポールにおけるカジノ施設の面積上限)

・シンガポールコントロール規則 2009 (カジノのレイアウト)

「3.-(1) カジノ施設内の全ゲーミング区域の総面積は、本施設の 15,000 平方メートルを超えないものとする。」

(一体としての特定複合観光施設区域の整備)

- 特定複合観光施設とは、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与する施設、及び施設のごく一部と想定しているが、カジノというゲーミング施設が一体となっている施設を指すものである。

なぜそれが必要かについては、例えば、シンガポールは二カ所のIRを設置することにより、観光を飛躍的に伸ばしている。そのシンガポールのIRの施設の中には、ごく一部にカジノという、非常に収益力の高い施設が設けられている。それが加わっていることによって、国際会議場や展示場、単体であれば不採算になるような施設も含めた施設全体が円滑に運営できており、さらに集客力を飛躍的に伸ばしている。

したがって、日本のMICEの機能を強化していくためにも、一部にカジノ施設を含むIRというものを認めていく必要があると考えている。(11/30 衆・内閣委 提案者)

<附帯決議>

- 四 特定複合観光施設区域の数については、
- ・我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及び
 - ・ギャンブル等依存症予防等
- の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(我が国のIRとしての国際的競争力の観点)

- IRは一定規模以上で、日本全体の国際観光、地域振興、財政に寄与するものであるので、それなりの規模のものを想定している。二つ三つぐらいから手が挙がってくればスタートをして、その効果を検証しながら、段階的に数をどの程度増やしていくのかも考えるべき。(12/8 参・内閣委 提案者)

(依存症防止の観点)

- 依存症対策などの負の側面にも配慮しなければならないことを全体的に考慮すると、十も二十も日本全国に造るということではないと思う。温泉旅館の横に何かカジノを一部置くような、そんなことも想定をしていない。最初の段階ではせいぜい二か所、三か所で限定的に認定をして、その様子も見ながら、効果、成果や課題も検証しながら、段階的に増やしていくのが適切である。(12/13 参・内閣委 提案者)

(区域認定数の上限)

- 最初の段階では、認定区域は二、三カ所程度で限定的に施行して、その効果や地域の様子、課題等を十分に評価、検証しながら、着実な施行を確認した上で、徐々に段階的に、施行数、区域を増やしていくことが適切である。(11/30 衆・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：シンガポールにおけるカジノ施設数)

・シンガポールカジノ管理法

「第 41 条：カジノ施設数は 2 つのみ

- (1) 規制局は、カジノ用の 2 ヶ所目の用地について第 2 条(2)の下で下された命令で指定されている日付から始まる 10 年間の期間に、本法の下でどの特定の時にも有効なカジノ免許が 2 つまでしか存在しないことを保証する。
- (2) 1 つのカジノ免許は、1 ヶ所のカジノだけに適用されるものとする。」

<附帯決議>

五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。

また、地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たっては十分に踏まえること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(地方議会の同意)

- IRの設置については、住民の理解を得て進めていく必要があるため、地方公共団体の申請に当たり、議会の同意を要件とするということもあっていい。(12/2 衆・内閣委 提案者)
- 基本は地方公共団体が手を挙げるという仕組みなので、地方公共団体が住民の理解も得て、また、地方の議会の同意を得て、手を挙げることを考えている。(12/8 参・内閣委 提案者)

(公聴会の開催)

- アンケート調査や公聴会の開催を通じて地域住民の合意に向けた取組を図るのは大変大事だと思っている。
マサチューセッツ州でも、地域住民と事業者が協定、アコードのようなものを結ぶような例もある。地域が住民の合意形成に努力をしている点も、認定に当たっては重要な判断材料になると考えている。(12/13 参・内閣委 提案者)
- 地域でコンセンサスを得るためには、やはり説明会、公聴会を開く等、しっかりとした取組をしていただく必要がある。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：マサチューセッツ州における住民投票の実施)

マサチューセッツ州では、IR 設置自治体との合意契約書締結後に、設置自治体において IR 設置に関する住民投票を実施することを求めている。住民投票で過半数の支持を獲得できなかった自治体は、ゲーミング委員会の事業提案審査に進むことができない。

<附帯決議>

六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、
特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(地方公共団体の役割)

- 地方公共団体は、当該地域においてIRを設置しようとする場合には、国の方針に沿うように、地域のインフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘案しながら、様々な民間事業者の企画提案を検討した上で、最も効果の高いIR施設整備計画を作成して、国に対してIR区域の認定を申請することになる。
また、IR設置後も、地方公共団体は、カジノが社会に与える問題やリスクを最小限に抑制するよう、IR区域及び周辺環境の健全化・安全化に取り組んでいくことが望まれる。
IR設置後、IR事業者の監督はカジノ管理委員会が行うことになるが、地方公共団体の関与の在り方については実施法の中で定められることになり、極めて重要な役割を果たすことになる。(12/13 参・内閣委 提案者。同旨:11/30 衆・内閣委 提案者)
- 推進法案第十条第五項は「風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項」と定めており、地方公共団体、特に都道府県警察とカジノ管理委員会がしっかりと連携をし、また事業者の協力も得て、このIR内部並びに周辺の風俗環境が適切に保持されるための措置を講じていくことになると考える。(12/13 参・内閣委 提案者)
- 国に推進本部、政府に推進本部ができた場合には、推進本部の基本的な方針に沿うように、地方公共団体において、地域のインフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘案してプランを作ってもらうことが必要である。様々な民間事業者の企画提案を

検討した上で、最も効果の高いIR施設整備計画を作成し、国に対して区域認定の申請をするのが、地方公共団体の役割になる。

また、地域の同意を得るということも地方公共団体の重要な役割になる。地域でコンセンサスを得るためには、やはり説明会、公聴会を開く等、しっかりとした取組をしていただく必要がある。(12/13 参・内閣委 提案者)

<附帯決議>

七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、

- ・ 真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、
- ・ その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。

また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(事業者の選定要件)

- カジノ以外の不採算施設を閉鎖するような運営事業者がまず選定されないように、免許の付与、ライセンスの付与に当たっては事業計画の実現性などについて厳格に審査をすることになると考える。(12/13 参・内閣委 提案者)
- どの地域が選ばれ、どの事業者が選定されていくかということは、全国民、全世界の注視の下で行われる作業になるので、透明感を持った公正厳正なプロセスでなければ、国民の信頼も国際社会の信頼も得ることができないし、成功することもできないと考える。(12/13 参・内閣委 提案者。同旨:11/30 衆・内閣委 提案者)

(適合性に関する調査)

- 厳格な参入基準を満たしているか否かの調査については、例えばカジノ運営者の関係者について厳格な背面調査を行うことなどが想定される。(12/13 参・内閣委 提案者)

(事業活動の廉潔性)

- たとえ施設の一部であれ、カジノという新しいゲーミングを認める以上は、これまでの我が国にはなかったような極めて厳格な参入規制をしなければいけない。

今回の推進法案では、カジノ施設関係者はカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない旨を規定しているが、このカジノ関係者というのは、経営者、従業員はもちろん、関連機器の製造、販売等の事業者、あるいはカジノというゲーミング場でサービス提供を行うディーラーその他の従業員、全ての者に対して最高位の廉潔性を求めなければならないと思っており、厳格な参入規制、適格性の審査並びに行為規制、そして監督が必要だと考えている。

(11/30 衆・内閣委 提案者。同旨:12/13 参・内閣委 提案者)

<附帯決議>

八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。

その際、自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(入場規制)

- シンガポールでは、内国人に対して、一回七千円から八千円ぐらいの入場料を徴収していると承知している。さらに、自己申告あるいは家族申告による入場排除の措置もとられている。そのほか、教育、予防の措置をしっかりとることによって、この数年間でシンガポールのギャンブル依存症比率は逆に低下していると承知しており、我が国が目指していくべき方向もそうであるべきと考える。(12/8 参・内閣委 提案者)
- 青少年の健全育成、暴力団員等の関与の排除、ギャンブル依存症への対策等のために入場規制を考えており、未成年者については入場も禁止すべきであろうとか、写真付きの身分証明書などでの年齢確認等も考えている。また、自己排除、家族排除プログラムの導入は、シンガポールでも行われている。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：シンガポールにおける入場料)

・シンガポールカジノ管理法

「第 116 条：入場課徴金

- (1) 款(3)に従って、カジノ運営者は、シンガポール国民あるいは永久居住者である何人にも、いつの日のいつの時間にもカジノ施設に入場することかあるいは留まることを許可しないものとする。ただしその人がカジノ運営者に、
 - (a) 24 時間の連続した期間ごとに 100 ドルの入場課徴金、または、
 - (b) そのカジノの正当な年次会員については 2,000 ドルの入場課徴金を支払っている場合を除く。」

(排除プログラム)

- ギャンブル依存症対策として、シンガポールでは、自己排除あるいは家族排除プログラム等、つまり、家族が、家族の一員である夫はもう行かせないでくれといったような申し出によって抑止政策が実施されており、こういった諸外国の様々な取組みも、実施法案の検討に当たっては参考になるものと考えている。(11/30 衆・内閣委 提案者)
- シンガポールでは、いわゆる排除プログラムとして、自分自身の自己申告あるいは家族の申告によって、登録された人物について入場制限を行う仕組みが導入されている。(12/2 衆・内閣委 提案者。同旨:12/8 参・内閣委 提案者)

(参考：シンガポールの排除プログラム)

シンガポールでは、カジノ管理法及び諸規則において、カジノ施設への入場を排除する制度と入場回数を制限する制度を規定。入場を排除する制度として、①本人の申請に基づく排除、②家族の申請に基づく排除、③法令上の規定による排除が規定されている。

①本人の申請に基づく入場排除

本人がカジノ施設への入場制限を希望する場合には、問題ギャンブル国家評議会 (NCPG) に対して、カジノ施設への入場の排除を申請することができる。

②家族の申請に基づく入場排除

ギャンブル問題を抱える者の家族は、家族(配偶者、子供等)の申請によって当該者のカジノ場への入場排除を NCPG に申請することができる。

③法令上の規定による排除

過去に信用情報に問題があると認められた者及びギャンブルによって経済的に劣悪な状況にさらされていると認められる者に対して、NCPG が設置する査問審査会は、一定の状況において排除命令もしくは訪問制限を下すことができる。

(入場料の徴収)

- 日本人に対しては、一定の入場管理政策が依存症抑止の意味でも必要。その手段は、具体的には政府がこれから実施法で定めるが、その中に主要な選択肢の一つとして入場料の徴収が入っていくと考えている。(12/8 参・内閣委 提案者)

- 推進法は第十三条で、国又は地方公共団体はカジノ施設の入場者から入場料を徴収することができる旨を規定しているので、依存症対策としても、この入場料の設定を行うことも想定もしている。(12/8 参・内閣委 提案者)
- シンガポールでは、内国人に対しては、一回七千円から八千円ぐらゐの入場料を徴収していると承知している。(12/8 参・内閣委 提案者)

<附帯決議>

九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に定める「個人番号カード」をいう。）の活用を検討すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

（個人番号カードの活用）

- 未成年者がカジノ施設に入場することは禁止し、入場に当たっては、写真つきの身分証明書等、マイナンバーカードなどもその一つだと思うが、年齢確認等を行うことも考えられる。（11/30 衆・内閣委 提案者。同旨：12/2 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 提案者）

（参考：「個人番号カード」）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第二条第七項で以下の通り規定。

「この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。」

<附帯決議>

- 十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。
我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、
- ・その原因を把握・分析するとともに、
 - ・ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。
- 加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。
- また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、
- ・ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、
 - ・関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。
- また、このために十分な予算を確保すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(ギャンブル等依存症対策の抜本的強化)

- カジノだけではなくて公営競技等も含めて、この機会に総合的にギャンブル依存症対策を講じていくべき。その際、諸外国の事例や最新の知見も踏まえて、今後実施法を政府が検討するに当たって的確な対応を考えていただきたい。(11/30 衆・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者)
- ギャンブル依存症対策としては、まず正確な実態を把握した上で、依存症に関する普及啓発、カウンセリング、治療等の体制整備、事業者における配慮義務、排除プログラムなど、依存症を抑制するための予防、応急措置を行うことが必要。また、ギャンブル依存症対策を効果的に推進するためには、地方公共団体も、国や関係機関、NPO、NGOなどと連携を取りながら、地域、家庭などの関係者の意向を踏まえつつ、きめ細かな対策を講じることが必要。(12/8 参・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者)

- 政府においては、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化してもらいたい。また、実態把握のための体制の整備、原因の把握・分析をすることが大事だと思う。あわせて、患者の相談体制や臨床医療体制の強化も必要だと認識をしている。あわせて、教育上の取組も是非強化してもらいたい。

そして、カジノにとどまらず、他の公営ギャンブルあるいは遊技等に起因する依存症も含めて、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化すべき。総合的、包括的に対処するための新たな仕組み、体制を設けてもらい、関係省庁が十分連携して取組を構築し、強化すべき。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：諸外国における依存症対策の例)

	シンガポール	米国 ネバダ州	米国 マサチューセッツ州	豪州 ビクトリア州	韓国
与信対策	○	-	○	○	○
広告規制	○	○	○	○	○
入場制限	○	-	○	○	○
入場料	○	△	-	-	○
青少年対策	○	○	○	○	○
従業員教育	○	○	○	○	○
賭け金額の 上限設定	○	-	○	○	○

(入場料に関して、法令上徴収できる旨の規定はあるが、実際には入場料の徴収が行われていないものを「△」としている)

<附帯決議>

十一 法第九条及び第十条に定める各種規制等の検討に当たっては、

- ・ 諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、
- ・ 犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。

なお、諸外国におけるいわゆる「ジャンケット」の取扱いについてはきわめて慎重に検討を行うこと。

<推進法案審議時の主な答弁>

(厳格なカジノ営業規制)

- カジノ施設が社会に及ぼす影響やリスクを十分に考慮して、犯罪防止・治安維持、ギャンブル依存症防止等の対策を適切に講じていくためにも、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制等を構築することが必要である。

具体的な内容については、諸外国におけるカジノ規制の現状も踏まえて政府において実施法案の立法の過程で十分な検討が加えられて、まさに違法性を阻却するにふさわしいそうした世界最高水準の厳格な規制が適切に規定をされることを求めたい。(12/13 参・内閣委 提案者)

(「ジャンケット」の取扱い)

- マカオでは、ジャンケットの仕組みが盛んに使われてきたことも承知をしているが、シンガポールはそういう事例も参照しながら、極めて限定的にこの仕組みを認めている。しかし、私どもとしてはこのジャンケット制度については社会に及ぼす影響を踏まえた上で極めて慎重な検討が必要だと思っており、政府においてまさに慎重に検討していただいた上でしっかりと実施法の中で規定を定めていただきたい。(12/8 参・内閣委 提案者)
- 海外の事例によると、ジャンケットとは、プレーヤーをカジノへと誘客する代理人として、カジノ運営事業者にとっては売上・収益

増の重要な要素となっている。その一方で、ジャンケット制度が、プレイヤーのゲームへの過剰なめり込みと、その結果としての多額の債務を助長する例も見受けられると承知している。

ジャンケットの導入如何やそれに対する制度などは、これから政府において検討されて定められていくことになるが、ジャンケット制度については、社会に及ぼす影響を踏まえた極めて慎重な検討が必要。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：「ジャンケット」)

カジノ運営事業者に代わり、マーケティング活動あるいは債権の回収活動を行い、コミッションを得る契約業者のことを指すことが一般的に多い。

<附帯決議>

十二 カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、

- ・第七項の事業主体の廉潔性を確保するための措置、
- ・第八項及び第九項のカジノへの厳格な入場規制を導入するための措置、
- ・第十一項の世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築するための措置に加え、

マネー・ローンダリング対策に関する国際基準であるFATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制の現状等を踏まえつつ、カジノの顧客の取引時確認、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等について、罰則を含む必要かつ厳格な措置を講ずること。

また、カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、厳格な税の執行を確保すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(マネー・ローンダリング対策)

- カジノに係るもののマネー・ローンダリングの手口について、FATFの平成二十一年に公表したレポートによると、カジノを悪用したマネー・ローンダリングの手法として、犯罪収益でカジノチップを購入し、それを使うことなく再び現金等に払い戻す、あるいは、犯罪収益をカジノ口座に入金した上で他者の口座等への電信送金を行うといったものが挙げられている。

こういったことを踏まえながら、マネー・ローンダリングの対策上、必要な措置のあり方について、具体的なカジノのあり方に応じて検討してまいりべきものと考えている。(12/2 衆・内閣委 警察庁政府参考人)

- 運営する民間事業者の管理監督については、内閣府の外局として置かれるカジノ管理委員会が行うことになる。FATF勧告に沿った措置が適切に実施されることになると考えている。(12/7 参・本会議 提案者。同旨:12/8 参・内閣委 提案者)

- 警察庁として、犯罪収益防止移転法に基づき、マネー・ローンダリングの防止を行っている。今後は、具体的なカジノの在り方に応じて、犯収法を適用することを含め、マネー・ローンダリング対策上必要な措置について検討されるべき。(12/8 参・内閣委 警察庁政府参考人)

(税の執行)

- 実施法において、仮に外国企業がカジノ運営事業者になる、あるいはIRの事業に参画することになった場合でも、観光や地域経済の振興、財政の改善に資するという目的を達成できるのであれば設置者になり得るが、当然、我が国の法令に全て従って納付金あるいは税の納付等の義務は全部果たしていただくということになる。(12/13 参・内閣委 提案者)
- (マネー・ローンダリング対策を徹底するために) 税制上の措置についても、税務調査等の措置が政府においてしっかり行われ、適切に判断されるものと考えている。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考:「FATF」(Financial Action Task Force on Money Laundering))

マネー・ローンダリングに関する金融活動作業部会。マネー・ローンダリング対策やテロ資金対策などにおける国際的な協調指導、協力推進などを行う政府間機関。G7 諸国を含む 36 の国・地域・機関が加盟している。

<附帯決議>

十三 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、

- ・ カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、
- ・ 適切な人材を配置するほか、
- ・ 厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。

また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、

- ・ 都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、
- ・ カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(カジノ管理委員会の役割)

- 今回の推進法案では、国は、カジノ施設関係者に対する規制を適切に行う独立の機関として、カジノ管理委員会を設け、そのカジノ管理委員会により、厳しく事業者を規制するとともに、カジノ施設の設置が社会に及ぼす影響等について国民の不安や懸念を払拭するため、カジノ施設における不正行為の防止や有害な影響の排除のための必要な措置を講ずることとしている。(11/30 衆・内閣委 提案者)
- 推進法案第十条は、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、講ずべき必要な事項を定めるものであり、同条第一項に定める、八つの事項に関する事務を、基本的にカジノ管理委員会が所掌することになる。(12/2 衆・内閣委 提案者)

(カジノ管理委員会の位置づけ)

- カジノに関する規制を行う機関としては、監督、規制を適切に実施するため、既存の行政機関から独立した新たな行政機関で実施することが適切である。

法制上は、内閣府設置法上、四十九条の機関というふうに、独立した機関となるが、いわゆる三条委員会として、同等の独立性、機能を有する新たな行政機関で実施することが適切である。(12/2 衆・内閣委 提案者)

(カジノ管理委員会の体制)

- 具体的な組織、規模については今後子細に検討されることになるが、例えばシンガポールにおいては二カ所しかIR施設がないが、規制を行っているカジノ規制庁の規模は百五十七名程度になっている。いずれにしても、我が国におけるカジノ施設、IR施設の適正な管理を行うに足りる十分な規模でなければならない。(12/2 衆・内閣委 提案者)

- カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置して、カジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠。特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成をすべきと考える。(12/13 参・内閣委 提案者)

(関係機関との連携)

- カジノが、これまで我が国になかった新たな形態で特殊な事業内容であることから、これを適切に規制・監督していくためには、カジノ管理委員会というカジノ専門の規制機関のみならず、国家公安委員会、都道府県警察本部と適切に協力、連携していくことが不可欠である。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：「いわゆる三条委員会」)

いわゆる三条委員会とは、国家行政組織法第三条に基づく委員会をいう。それ自体として、国家意思を決定し、外部に表示する行政機関であり、具体的には、紛争にかかる裁定やあっせん、民間団体に対する規制を行う権限等を付与されている。(同様の権限を持つ内閣府設置法に基づき設置された委員会を含む。)

(参考：シンガポールのカジノ規制機関について)

シンガポールでは、内務省の下にカジノ規制機構が設置されている。

カジノ規制機構は、最高執行責任者 (Chief Executive) の下の5部門、最高執行責任者の管理下にあるグループ責任者 (Group Director (Operations)) の下の4部門と、さらに最高執行責任者と同位の、内部監査部門 (Internal Audit Unit) で構成されている。

また、カジノ規制機構は、関連法規制法令等の施行と運営のため、その管轄下に委員会を設置している。執行委員会、監査委員会、予算委員会、懲戒委員会、法制委員会、技術助言委員会の6委員会が設置されている。

<附帯決議>

十四 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

<推進法案審議時の主な答弁>

(税制・会計規則)

- カジノ運営事業者に適用される税制・会計規則等については、諸外国の制度を十分に勘案の上、政府において実施法案の立案過程で十分な検討が加えられ、適切に判断されるものと考えている。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：カジノ事業者へ課税等の例)

		シンガポール	米国 ネバダ州	米国 ニュージャージー州	マカオ
カジノに係る課税	カジノ粗利益 (GGR) 全体への課税	○	○	○	○
	スロット・テーブル台数に応じた課税	—	○	—	○
ライセンス料※		○	○	○	○
法人課税		○	○	○	—

※ ライセンス維持にあたり定期的に要する費用。

<附帯決議>

十五 法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、

- ・その用途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、
- ・社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。

また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。

<推進法案審議時の主な答弁>

(納付金の用途)

- 今回の推進法の目的には、I R整備の推進に伴う国際観光や地域経済の振興が掲げられているほか、広く財政の改善に資するものとされており、納付金、入場料の用途としては、国民生活の安定向上につながる社会福祉、文化芸術の振興等、広く公益に還元されることを想定している。また、治安や風紀の問題や、依存症など負の側面についての対策費用にも使われることになると思う。シンガポールだと、一般財源的に国に入っているようであり、教育の問題に使ったり年金の問題に使ったりということもあるようなので、我々としては、広く社会福祉や文化の振興等、公益に還元される目的に使いたいと議論している。(11/30 衆・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
- 納付金の具体的な用途については、具体的には実施法の中で定めていくことになるが、I Rを立地する当該自治体だけが受益をするという仕組みでは、なかなか国民理解も得られにくい。衆議院内閣委員会の附帯決議で挙げられた、推進法案第一条に定めるI R整備の推進の目的との整合性が図られなければならない。この目的とは、観光振興、地域の振興、財政への寄与を指すが、当該自治体のみならず、周辺地域、広域にわたる地域の振興に資するように納付金が使われていかなければならない。(12/8 参・内閣委 提案者)

<附帯決議>

十六 以上を含め、法第五条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

<推進法案審議時の主な答弁>

(国民的な議論)

- 推進法案第五条では、政府は、特定複合観光施設区域の推進に必要な法整備の措置については、推進法案の施行後一年以内を目途として講じなければならないとされている。
このため、推進法案が施行された場合には、カジノ施設関係者に対するカジノ規制や入場規制などについての海外の先進的な事例なども参考にしつつ、推進法案等に関する国会の場での御議論や国民的な議論を踏まえ、国民の納得を得ながら検討を進めていくことになると考えている。(11/30 衆・内閣委 内閣官房政府参考人)
- 推進法の成立によって刑法上の違法性が阻却されるわけではないので、政府が提出してくる制度設計を含む実施法を、国民的な議論とともに国会で審議していただいて御判断をいただくということなので、そこは、これからもしっかりと国民的な議論を深めていかなければいけないテーマであると考えている。(12/2 衆・内閣委 提案者。同旨：12/8 参・内閣委 提案者)
- 推進法十条で求められている必要な措置や、国会で御審議された論点については、政府としては、関係省庁が十分連携して、また、衆議院の附帯決議にもあるように十分に国民的な議論を尽くしながら実施法案を準備することになると考えている。(12/13 参・内閣委 内閣官房政府参考人)

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案審議時の主な質疑(要約)

1. IRのコンセプト等について
(1)IRの施設構成等について

事項	質問内容	答弁内容
IR施設の定義	特定複合観光施設とは何なのか。美術館や博物館は含まれるのか。	特定複合観光施設とは、会議場施設、レクリエーション施設、展示場施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与する施設及び施設のごく一部を想定しているがカジノ施設が一体となっているものをいう。美術館・博物館は当然含まれる。 (11/30 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 提案者)
カジノの必要性	IRにカジノは必要なのか。	カジノがなくても他の複合施設ができるのであれば、法律がなくても進めればよい。しかしながら、複合施設のみでは、投資がされない。 (12/13 参・内閣委 提案者)
施設の一部が閉鎖した場合の営業の可否	IR施設の運営開始後、不採算施設を閉鎖した場合でも、引き続き、IRとして営業をすることは可能なのか。	カジノ以外の不採算施設を閉鎖するような運営事業者が選定されないよう、ライセンスの付与条件に反するようないかなる場合には免許を取り消す等の措置をとるための規定が必要。 (12/13 参・内閣委 提案者)
文化芸術の振興等のための人材活用等	文化芸術・スポーツを活かして取り組んでいくためのノウハウや人材を活用する旨を国が基本方針等に明示すべきではないか。	幅広い知見を集約し、スポーツや歌舞伎・和食・精緻な伝統工芸品、ロボット技術あるいは自動運転等を含む日本の環境技術・省エネ技術が集約された施設になるよう基本方針の中に盛り込まれることを想定。 (12/2 衆・内閣委 提案者)

(2)IR導入の効果について

事項	質問内容	答弁内容
IR導入の効果	IRの推進・導入の効果如何。 IRを推進していくことによって、どのような役割をIRが果たしていくのか。	国際観光の振興、国際会議機能の強化、文化の振興、魅力ある都市づくり、地域活性化など幅広い波及効果が期待される。具体的には、建設需要の増大、直接的・間接的な雇用創出、観光客の増加による経済効果、カジノ収益による財政改善が期待される。 (11/30 衆・内閣委 提案者) IRの整備は、税負担なき経済対策、都市政策として、そして二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック前後の切れ目のない国際観光政策として位置付けられるものであり、人を呼び込むための大きな起爆剤になると考えている。 (12/13 参・内閣委 提案者)
外資企業の場合の経済効果	外資企業の場合、国内の生産活動には再投資されず、経済効果が期待できないのではないか。	まずは、相当程度(1兆円程度)の投資がされることが重要。それに加えて、納付金・法人税を徴収するので、経済効果がある。 (12/13 参・内閣委 提案者)

(2) IR導入の効果について

事項	質問内容	答弁内容
アジア・マーケットとの関係	<p>アジア各国のカジノ施設が軒並み総崩れのような状況で、日本に新たな大規模カジノ施設を誘致するのは無謀な行為ではないか。</p> <p>既に、カジノ市場は飽和しているのではないか。ターゲットはどこと誰(外国人富裕層・一般顧客層、日本人富裕層・一般顧客層)を想定しているのか。</p>	<p>中国政策によって、マカオのVIP客が激減したと聞いているが、マカオ政府の方は、一般観光客の方に相当政策をシフトしており、観光客は相当増えている。また、IRがなかった時と比較すると、はるかに地域の経済は活況になっている。(11/30 衆・内閣委 提案者)</p> <p>我々が目指しているのは、総合エンターテインメントとしての施設であり、ハイローラーのみをターゲットとしたものではない。ファミリー層からビジネス層までの幅広い誘客を目指すIRを構築することが、成功の要因であると認識。(12/2 衆・内閣委 提案者)</p>
経済効果/社会コストの算出	<p>IRによる経済効果、社会的コストは定量的に算出ができるのか。</p> <p>社会的費用として、暴力団等の反社会的勢力の排除のための費用等様々なマイナス効果を全て考慮しなければならぬが、信頼に足りる調査検討は行われるのか。</p> <p>カジノを合法化することによる社会的問題やリスクについてのどのよう</p>	<p>経済効果、社会的コストについては、具体的な地域・規模が決まっていない中で正確に算出することは困難。シンガポールではIRの開業で観光客数が9割増、観光収入は9割増という実績を上げている。具体的には、実施法の制定後に、地方公共団体による計画の申請・認定の段階で、審査されることになるかと考える。(12/13 参・内閣委 提案者)</p> <p>国が頭越しに地域を選定するものではない。地域の同意を得られた自治体の申請を受け、政府がそのプランを総合的に判断して、厳選していくことになるため、そこでしっかりと調査を行えば、期待された効果を生ぜしめることができると考えている。(11/30 衆・内閣委 提案者)</p> <p>我が国においては最高水準の厳格な規定、規制を設けるべきだと考えている。カジノが社会に与えるかもしれないリスクを最小限に抑制する措置をしっかりとるべき。(11/30 衆・内閣委 提案者)</p>

2. IR区域の認定等について

(1) 認定区域数等について

事項	質問内容	答弁内容
IRの設置場所	<p>IRは大都市に置くべきなのか。それとも、地域活性化、地方創生の観点から地方都市に置くべきなのか。</p>	<p>インバウンドがゴールデンルートに集中しているので、地方への展開もあってしかるべきではないか。しかしながら、既存の温泉旅館の横に小さなカジノを置くのみでIRとすることは想定していない。地域の活性化等に効果があり、かつ、一定の規模は必要。(11/30 衆・内閣委 提案者)</p>
設置区域の上限	<p>IRを都市部に整備すると、より高い経済効果・相乗効果が見込めるのではないか。また、その後、規制の在り方を検証して、区域数をどの程度増やすことを想定しているのか。</p>	<p>大都市のみならず、地方都市でも可能性のあるところはある。当面、2〜3か所程度で限定的に試行し、効果・課題を十分に評価・検証し、段階的に数を増やしていくべき。何十にもなるようなイメージは持っていない。(12/13 参・内閣委 提案者)</p>

(2) 認定基準について

事項	質問内容	答弁内容
具体的な認定基準	フランスでは、カジノ施設許可を人口50万人以上の観光都市というルールを策定している。区域の認定基準をどのように考えているのか。	観光客の増加や多様なサービス提供による雇用の拡大など大きな経済効果が見込まれることが必要なので、一定規模以上のものになると考えている。そのほか、地方創生・まちづくりへの貢献、クールジャパンの推進への寄与、地域の観光資源の活用、地方公共団体の人口、空港・港湾の立地状況等が重要な判断材料になると想定。 (12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
IR施設周辺への規制	認定されるIR区域について、大都市に置くべきか、あるいは地域活性化・地方創生の観点から地方に置くべきか、どのように考えるか。	大都市だけではなく、地方においてもそれぞれ個性や特性を生かした形で提案がなされ、地方にも置かれることが望ましいと考えているが、一定の規模は必要ではないか。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
IR施設周辺への規制	依存症対策として、IRの周辺に公営ギャンブル等の出店を規制する必要があるのではないか。	IR周辺に他の公営ギャンブル等が出店されることは望ましくないので、十分検討がなされるべき。 (12/13 参・内閣委 提案者)
カジノ免許及びIR区域の認定の先後関係	カジノ事業者の許可が先なのか。IR区域の認定が先なのか。	カジノ事業者への免許、IR区域の認定の先後については、実施法の中で検討すべき事項。 (12/13 参・内閣委 提案者)
カジノ施設の面積の上限	IR全体に占めるカジノ施設の比率に上限規定を設けるのか。	シンガポールにおいては、IR施設のうち、3%以下にカジノフロアを制限している。日本においても、同様にごく一部に限ることを想定。 (11/30 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 提案者)
外国企業の参入規制	運営事業者が外国企業ということは想定されるのか。	外国企業がカジノの運営事業者となり得るかどうかについては、WTOでの規定など国際的なサービス協定等の状況を踏まえながら、今後、検討されることになる。外国企業でも、法目的が達成できるのであれば設置者になり得る。 (12/13 参・内閣委 提案者)
収益の再投資の実現	ノンゲーミングに収益構造を移していくためには、ゲーミングで得た収益を再投資することが必要。成功のためには何が必要であると考えているか。	シンガポールの水族館のように幅広く観光客を引きつける施設を整備しているところは非常にいい集客をしていると認識。一方で、カジノに特化したところは厳しい状況にある。マリナーベイ・サンズのように特色をどう出せるのかというところが鍵になる。 (12/2 衆・内閣委 提案者)

(3) 地方公共団体の役割について

地方公共団体の役割	地方公共団体がどのような役割を果たしていくことを想定しているのか。	地方公共団体は、IRを設置しようとする場合には、インフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘案しながら、様々な民間事業者の企画提案を検討した上で、最も効果の高いR施設整備計画を作成して、国に対してIR区域の認定を申請することになる。また、IR設置後も、カジノが社会に与える問題やリスクを最小限に抑制するよう、IR区域及び周辺環境の健全化・安全化に取り組んでいくことが望まれる。IR事業者の監督はカジノ管理委員会が行うことになるが、地方公共団体の関与の在り方については実施法の中で定められることになり、極めて重要な役割を果たすことになる。(12/13 参・内閣委 提案者)
地方議会の同意	当該区域の住民の理解を得て進める必要があり、申請する地方公共団体の議会の同意も要件として必要ではないか。	申請に当たって議会の同意を要件とすることも考えられる。(11/30 衆・内閣委 提案者)
公聴会の開催	申請に向けての地方における住民の皆さんへの理解をどのように進めていくか	地域でコンセンサスを得るため、説明会、公聴会を開く等、しっかりと取り組んでいただく必要がある。(12/13 参・内閣委 提案者)

3. カジノに係る規制について

(1) 入場規制・入場制限について

事項	質問内容	答弁内容
外国人旅客以外の者の入場規制・入場制限	<p>第10条第2項の趣旨及び具体的な措置はどのようなことを想定しているのか。</p> <p>依存症対策として、当分の間、日本人の入場制限をするべきではないのか。入場することができざる範囲を外国人観光客と日本人で異なるようにする余地もあるのか。</p> <p>依存症対策として、入場料を取ることや一定金額以上預託金を設ける等一定の入場規制が必要ではないか。</p> <p>厳格な入場管理制度として、カジノ事業者に対して、カジノ区画への入場者の全登録制(事前の個人情報登録等)を義務付けけるべきではないか。</p>	<p>悪影響を防止するという観点から、一定の入場規制を課すことを想定したものの、シンガポールのような仕組みが参考になる。(11/30 衆・内閣委 提案者)</p> <p>日本人の入場規制については、①刑法が属地主義を原則としていること、②日本人の外国での賭博行為を国外犯として処罰していないこと、③外国の制度(入場料の徴収、排除プログラム等)ではなく、一律に入場を禁止することは過度の規制とならないこと、④国内観光客を排除すると、公益還元が不十分となり、推進法の目的が達成できないのではないかとこの点に懸念があることから、一定の条件の下に、日本人の入場を認めることを想定。(12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)</p> <p>入場料について、カンウオラランドでは600円程度、シンガポールでは8,000円くらい取っている。また、排除プログラム等の諸外国の事例を参考にしつつ、実効性のある制度を実施法の中で創設する必要がある。(12/8 参・内閣委 提案者)</p> <p>カジノ施設への入場者の制限については、海外事例を参考に実効性のある制度設計をしてみたい。(12/8 参・内閣委 提案者)</p>
マイナンバーカードの活用	入場規制に当たって、マイナンバーカードの活用は現実的なのか。	身分証明書として、マイナンバーカードを利用することも十分に想定される。(12/2 衆・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)

(2)その他

事項	質問内容	答弁内容
従業員への免許制度導入の可否	ディーラー等のカジノ施設関係者の育成については、民間の育成だけでは足りず、公的な資格の付与や管理が必要なのではないか。	カジノ施設関係者はカジノ管理委員会が定める規則に従う必要があり、その対象には、ディーラー等他の従業員も含まれることになる。今後、資格の付与も含めて、十分な検討が必要。 (12/13 参・内閣委 提案者)
事業活動の廉潔性の確保	暴力団や外国犯罪組織の影響を排除するためには、厳格な参入規制と行為規制、監督が必要と考えるが、所見如何。	これまでにはなかつたような極めて厳格な参入規制をしなければいけない。経営者、従業員はもちろん、関連機器の製造、販売等の事業者、ディーラーその他の従業員など、全ての者に対して最高位の廉潔性を求めなければならぬ。厳格な参入規制、適格性の審査並びに行う規制、監督が必要と考えている。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
カジノ事業者への税制・会計規則	カジノ運営事業者に適用される税制・会計規則等についての辺りの考えを伺いたい。	諸外国の制度を十分に勘案の上、政府において実施法案の立案過程で十分な検討が加えられ、適切に判断されるものと考えている。 (12/13 参・内閣委 提案者)
暴力団排除のための方策	IP導入後に、IR事業者への暴力団の関与を排除するためにどのような方策が考えられるのか。	各種事業からの暴力団を排除するための既存の仕組み(欠格要件とする等)を念頭に置き、具体的なカジノの在り方に応じて検討されるべき。具体的には、犯罪の予防・通報のための監視、防犯体制、ゲームの公正性確保のための必要な基準、チップ等の金銭代替物の適正な利用等について、必要な措置が実施法の中で明確に規定されることを想定している。 (11/30 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 警察庁政府参考人)

4. カジノ管理委員会について

事項	質問内容	答弁内容
カジノ管理委員会の役割等	カジノ管理委員会の役割・組織・規模について、どのように考えているのか。	カジノ管理委員会は、カジノ施設の設置、運営に関する秩序の維持や安全の確保を図るために、カジノ施設関係者全般に対する規制を設け、運用することを想定。なお、シンガポールで規制を行っているカジノ規制庁は、157名程度である。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
海外企業に対する背面調査の実現可能性	海外企業に有効な背面調査を行うことは可能なのか。	役員や主要な従業員、主要な株主に対しては、ライセンスの付与に当たり、国際基準に則った厳格な背面調査を行うことを想定している。 (12/7 参・本会議 提案者)
関係機関との連携	カジノ管理委員会、また国家公安委員会、警察、都道府県警察本部との関係は、どうあるべきか。	カジノ管理委員会のみならず、国家公安委員会、都道府県警察本部と適切に協力、連携していくことが不可欠である。 (12/13 参・内閣委 提案者)
依存症対策等を専門的に行う組織の必要性	強い権限を持つ独立した三条委員会にすべきと考えるが、どのようになっているのか。また、カジノ管理委員会とは別に、依存症対策や青少年の健全育成等を行う組織は別途必要ではないか。	カジノに関する規制を行う機関としては、監督・規制を適切に実施するため、既存の行政機関から独立した新たな行政機関で実施することが適当。そのため、推進法第11条に内閣府の外局として置くことを明示している。また、依存症対策については、既存の公営ギャンブル等も含めて総合的に対策を講ずる必要がある。 (12/2 衆・内閣委 提案者)

5. 納付金の使途について

事項	質問内容	答弁内容
使途の対象分野	納付金の使途はどのように定められるのか。文化芸術の振興にも充てるべきではないか。	納付金の使途は、法目的を踏まえ、社会福祉、文化芸術等広く公益に還元されることを想定。また、依存症対策等負の側面に係る費用に充てることも想定。(12/2 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
依存症対策費等への充当	病的ギャンブラー等の比率が諸外国と比較して多いため、対策が必要なのではないか。 依存症対策のための費用について、納付金で安定的に予算が確保できるのか。不安定な財源に頼るのではなく、国費でしっかりと依存症対策を行うべきではないか。	入場料あるいは納付金を活用し、既存の公営ギャンブル等も含めて、幅広くギャンブル依存症対策・青少年の健全育成対策を講じてもらいたいと考えている。(11/30 衆・内閣委 提案者) 依存症対策については、教育・予防・調査・治療・更生支援など様々な段階があるため、一定規模以上の予算が必要。なお、諸外国では、カジノ収益を依存症対策に充当している事例はある。(12/13 参・内閣委 提案者)

6. 懸念事項に対する対応について
(1) 依存症等への懸念について

事項	質問内容	答弁内容
「ギャンブル依存症」の定義	ギャンブル依存症は病気なのか。また、画一された治療法はあるのか。 ギャンブル依存症536万人には、パチンコ・スロットによるギャンブル依存症患者も含まれているのか。依存症患者を算出する際には遊技も含まれているのはおかしいのではないか。	ギャンブル依存症はWHOの診断基準において、病的賭博として分類されている。また、米国精神医学界の作成した判断基準においても、精神疾患とされている。治療法については、標準的な治療法として確立しているものはない。 (12/2 衆・内閣委 厚労省政府参考人)
ギャンブル依存症への対応	発議者は日本において、どのような対策を講じようとしているのか。	まず正確な実態を把握した上で、依存症に関する普及啓発、カウンセリング、治療等の体制整備、事業者における配慮義務、排除プログラムなど、依存症を抑制するための予防、応急措置を行うことが必要。また、地方公共団体も、国や関係機関、NPO、NGOなどと連携を取りながら、地域、家庭などの関係者の意向を踏まえつつ、きめ細かな対策を講じることが必要。 (12/8 参・内閣委 提案者)
既存の依存症への対策	実施法には、既存ギャンブルに対する依存症対策は明示されていない。それで十分な対策がなされるのか。また、既存のギャンブルによる依存症対策や多重債務などの関連問題にまず手を打つということが先ではないか。	ギャンブル等依存症患者への対策について、カジリにとどまらず、他の公営ギャンブルあるいは遊技等に起因する依存症も含めて、国の取組を抜本的に強化すべき。また、実態把握のための体制の整備、原因の把握・分析、患者の相談体制や臨床医療体制の強化も必要だと認識。 (12/7 参・本会議 提案者、12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
地方公共団体における依存症対策の体制の整備	カジノ施設の周辺で、既存のギャンブル等依存症患者が相談できるような体制を構築すべきではないか。	国だけでなく、附帯決議にあるように地方公共団体でも積極的に細やかな体制を構築すべきと思慮。 (12/13 参・内閣委 提案者)
事業者による依存症対策の実施	民間事業者自体に、ギャンブル依存症対策を行わせる必要があるのではないか。	依存症対策の民間事業者への義務づけについては、実施法の中で規定されるものと認識。たとえば、シंगाポールのようにしっかりと入場規制を行う等清廉潔白な仕組みを作る必要があると考えている。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
依存症を契機とした治安悪化に対する懸念	カジリ解禁により、依存症患者及びギャンブル依存を原因とする犯罪を一層増やすことになるのではないか。	IR法案をきっかけに既存の依存症対策及び各省にまたがる施策について、政府に統一的に対応することを強く要請する。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
多重債務者に対する対策	カジリ解禁に伴う多重債務者対策についてはどんな方策が考えられるのか。	多重債務者対策として、個人消費者には年収等を確認の上、貸与額等の上限が定められる等の措置が取られており、これまでの対策は有効に機能すると考えている。仮に、カジリに金融機能を持たせたこととなった場合、カジリの金融業務の在り方とともに、事業者による顧客管理、与信管理の徹底など、対策の検討が必要と認識。 (12/8 参・内閣委 提案者)

(2) マネー・ローンダリング対策について

事項	質問内容	答弁内容
マネー・ローンダリング対策の必要性	マネー・ローンダリング対策として、資金の流れを見える化することが必要ではないか。	世界各国も厳格な情報開示をカジノ事業者には求めており、決算や財務諸表の開示の義務づけ等見える化は必要。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
マネー・ローンダリング対策の実現可能性	マカオやシンガポールのカジノビジネスの成長の背景には、中国人VIP客のマネー・ローンダリングがある。マネー・ローンダリングの対策について、十分な対策をとれるのか。	警察庁として、犯罪収益移転防止法に基づき、マネー・ローンダリングの防止を行っている。今後、具体的なカジノの在り方に応じて、犯収法を適用することを含め、マネー・ローンダリング対策上必要な措置について検討されるべき。 (11/30 衆・内閣委 警察庁政府参考人)
マネー・ローンダリング対策の取組み	マネー・ローンダリング対策が甘いことで集客が図られるといった事態は本末転倒。監視カメラの設置基準、従業員教育のガイドライン作りや実際の取締りのあり方をはじめ、事業者をどのように管理監督していくのか。	運営する民間事業者の管理監督については、内閣府の外局として置かれるカジノ管理委員会が行うことになる。FATF勧告に沿った措置が適切に実施されることになると考えている。 (12/7 参・本会議 提案者)
ジャンケットへの対策	ポーカールームなどディーラーを介さない方式では合法的に贈収賄が行われ、現金からコインへの換金への記録を詳細に記録、登録しておく必要があるのではないか。	外国では、施設内に数千台の監視カメラがあり、全てのプレーを監視し、記録する仕組みになっている。 (12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
ジャンケットへの対策	マネー・ローンダリングの温床とも言われるジャンケットについては、このカジノ周辺領域での反社会勢力の侵入を防ぐためにも、原則排除するということが良いのではないか。	ジャンケットは、集客上でのメリットはあるものの、ゲームへの過剰なめり込み等多くのマイナスの側面も持っている。政府においては、極めて慎重に検討をされるべき。 (12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
既存税制の厳格な適用等	マネー・ローンダリング対策の徹底のため、既存税制の厳格な適用等が必要ではないか。	税制上の措置については、税務調査等の措置が政府においてしっかりと行われ、適切に判断されるものと考えている。 (12/13 参・内閣委 提案者)

(3) 青少年の健全育成について

事項	質問内容	答弁内容
青少年健全育成のための措置	IRでは、家族で出かける先に賭博場がある。子供たちが賭博に対する抵抗感を喪失しないような対策は考えているのか。	第10条に政府に必要な措置を講ずるよう義務付けている。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
青少年健全育成のための措置	賭博リスクに対する青少年向けの教育プログラムを開設していくべきではないか。	児童生徒の発達段階に応じた適切な指導の在り方の観点から踏まえつつ、指導の充実に努めてまいりたい。 (12/8 参・内閣委 文科省政府参考人)
青少年健全育成のための措置	カジノ以外の場で青少年の健全育成の観点から、情報の制限・立ち入り禁止等の一定の規制が必要ではないか。	既存の公営競技等においては、未成年者の購入の禁止・立ち入り禁止等必要な規制をしている。IRにおける健全育成については、犯罪防止、治安維持等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ規制を構築していきたい。 (12/8 参・内閣委 内閣府政府参考人)
青少年健全育成のための措置	学習指導要領の中に、ギャンブル等について明記し、国民への普及啓発を行うっていく必要があるのではないか。	賭博による悪影響について学ぶ機会を設けることは重要と認識。これを機に、適切な措置を講ずる必要があると認識。 (12/2 衆・内閣委 提案者)

7. 違法性阻却について

事項	質問内容	答弁内容
違法性阻却の考慮要素との関係	IR施設内で行われるカジノ行為について、何故、違法性が阻却されるのか。 違法性阻却の考慮要素のうち、「目的の公益性(収益の用途を公益性のあるものに限定することを含む)」と、「運営主体等の性格(官又はそれに準ずる団体に限るなど)」の括弧の中はどのような意味なのか。	特定複合観光施設の整備推進が観光、地域経済の振興に寄与し、財政の健全に資するものであり、明らかに公益性を有する。また、副次的弊害の防止については、推進法案第10条に明確に規定されている。運営主体についても、カジノ管理委員会が行う規制に従わなければならないとされている。(12/2 衆・内閣委 提案者)
カジノ単体での整備と違法性阻却の関係	カジノを単体で整備する場合は違法性が阻却されるのか。	括弧の意味は、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と整合しているか否かの判断上の考慮要素の例である。(12/8 参・内閣委 法務省政府参考人)
IR内で認められるゲーミングの種類	カジノの中に丁半ばくちを行う場所ができる可能性はあるのか。	カジノ単体だと違法性を阻却するに足る事由にならない。やはり、カジノ収益を公益に還元することにより、IR全体が我が国の観光振興、経済の活性化、地域の振興にもつながっていくということが必要。(12/2 衆・内閣委 提案者)
収益の社会還元と違法性阻却	収益が一切社会に還元されないケースも想定されるが、その場合でも違法性は阻却されることがあるのか。	公益にしっかりと還元できるのであれば、ゲームの種類によって、賭博罪に該当するか否かの違いはない。(12/8 参・内閣委 提案者)
民営賭博の可否	民設民営の賭博を認めることによって、既存の賭博産業やその周辺の類似産業が民営賭博として動き出した場合にどのような対応していくのか。	収益も含めて、具体的な案件に応じて、賭博罪を構成するか否かを判断する。(12/2 衆・内閣委 法務副大臣) カジノ単体で賭博罪の例外を認めるのは難しいと考えており、今回の法案により、カジノ単体で賭博罪の例外を認めようとしているわけではない。また、カジノも含めて民設民営で行うこととなるが、既存の公営ギャンブル以上に厳格な監督、統制、規制を厳格にカジノ管理委員会で行ってもらうことを想定している。(12/8 衆・内閣委 提案者)